



■訓子府町から転出される方へ■ ～～各種手続きのお知らせ～～

訓子府町から他の市町村へ転出するときは、あらかじめ「転出の届け出」が必要です。

転出の届け出時には、届け出をする方の本人確認ができるもの（運転免許証など顔写真付きのもの）をお持ちのうえ、役場町民課で届け出をしてください。ほかに次の手続きも必要です。詳しくは下記担当課へお問い合わせください。

事 項	訓子府町での手続き / 持ってくるもの	担 当 課
○ 高齢者ハイヤー利用サービス、路線バス 高齢者利用支援事業に登録されている方	・高齢者交通利用サービス登録証⇒返還 ・ハイヤー、バスの各利用券⇒返還	企画財政課 企画係 電話 0157-47-2115
○ 印鑑登録をしている方	転出（予定）日で自動的に訓子府町の登録は廃止されます。 ・印鑑登録証（赤い手帳）⇒返還	町民課 戸籍年金係 電話 0157-47-2203
○ マイナンバーカード（顔写真付きのカード）ま たは住民基本台帳カードを持っている方	訓子府町での手続きはありませんが、転出先で手続きがあります。 ・マイナンバーカード（顔写真付きのカード） ・住民基本台帳カード （カード交付時に登録した数字 4 桁の暗証番号が必要になります）	
○ スクーター、トラクター、フォークリフト、 125cc 未満のバイクなどを所有している方	住所変更または廃車の届け出が必要です。 ・廃車する車両のナンバープレート ⇒返還 ・印鑑	町民課 町民税係 電話 0157-47-2193
○ 犬を飼っている方	訓子府町での手続きはありませんが、転出先で手続きをしてください。 犬を誰かに譲るときは、飼い主の変更が必要です。	町民課 町民生活係 電話 0157-47-2203
○ 国民健康保険に加入している方	・国民健康保険被保険者証 ⇒返還 ・印鑑	福祉保健課 医療給付係 電話 0157-47-5555
○ 後期高齢者医療制度に加入している方	・後期高齢者医療被保険者証⇒返還 ・本人の金融機関の口座番号がわかるもの（できれば通帳）	
○ 重度心身障害者、ひとり親家庭等、子ども 医療費助成制度に該当している方	・受給者証⇒返還 ・印鑑	
○ 児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を 受けている方	・印鑑 ・通知カードまたはマイナンバーカード（顔写真付きのカード） ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	福祉保健課 社会福祉係 電話 0157-47-5555
○ 在宅福祉サービスを受けている方	・印鑑	
○ 介護保険第 1 号被保険者の方（65 歳以上）	・介護保険被保険者証⇒返還 ・本人の金融機関の口座番号がわかるもの（できれば通帳）	福祉保健課 介護保険係 電話 0157-47-5555
○ 妊婦（産婦）一般健康診査受診票の交付を受け ている方	・妊婦一般健康診査受診票、産婦一般健康診査受診票⇒返還	福祉保健課 健康増進係 電話 0157-47-5555
○ 温泉保養センター「ことぶき券」を持って いる方（65 歳以上）	・ことぶき券（白い券）⇒返還	農林商工課 産業振興係 電話 0157-47-2116
○ 公営住宅に入居されている方	公営住宅の退居届が必要です。 ・入居者の印鑑 ・本人の金融機関の口座番号がわかるもの（できれば通帳）	建設課 整備管理係 電話 0157-47-2118
○ 上下水道をご利用の方	転出日、転出先をお知らせください。	上下水道課 業務係 電話 0157-47-2118
○ 小中学生のお子さんの転校手続き	在学中の学校で「在学証明書」と「教科書給与証明書」を受け取ってください。	教育委員会管理課 学務係 電話 0157-47-2122